

2005年11月10日

関係各位

財団法人 日本サッカー協会

国際サッカー連盟（以下、FIFA）から回状990号をもって2005年フットサル競技規則の改正について通達がありましたので、その日本語訳に（財）日本サッカー協会の解説を付して送付します。それぞれの協会、連盟などで、加盟クラブ、チーム、フットサル審判員などの関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。

回状には本年9月1日から新しい競技規則の効力が発するとありますが、日本においては、周知期間の猶予をとり、2006年1月1日から施行することといたします。各地域、各都道府県協会が主催する試合についても同様としていただくよう、お願い申し上げます。

2005年フットサル競技規則の改正について（回状990号）

FIFAフットサル委員会は、国際サッカー評議会小委員会およびFIFA審判部と協調して、フットサル競技規則を再び改正しました。ここに、競技規則の改正、決定および様々な変更について、お知らせいたします。

1. 競技規則および決定の改正

第1条 - ピッチ

決定2

現在の文章

2. 天然芝、人工芝あるいは土の使用は、国内競技会において認められるが、国際的な対戦においては認められない。

文章を削る

理由：：

当初サッカーの競技規則に倣って施設の表面の素材に関する決定を行ったが、フットサルの競技規則としては競技のために使用される施設の表面について、特に制限しない。

日本協会の解説

これにより、フットサルのピッチ表面の素材について特に制限がなくなった訳であるが、高いレベルのフットサルにおいては、パススピードを含むフットサルの速さを活かすために、また安全にプレーできるよう、フローリング等極力滑らかなピッチ表面でプレーされることが望ましい。

第3条 一 競技者の数

違反と罰則

現在の文章

交代が行われるとき、交代する競技者がピッチから完全に出る前に交代要員がピッチ内に入った場合：

- プレーを停止する。
- 交代する競技者に、ピッチの外に出るように指示する。
- 交代要員に警告を与え、イエローカードを示す。

現在の文章

交代が行われるとき、自分自身の交代ゾーン以外の場所から交代要員がピッチ内に入る、あるいは交代する競技者がピッチを出た場合：

- プレーを停止する。
- 違反をした競技者に警告を与え、イエローカードを示す。

新しい文章

交代が行われるとき、交代する競技者がピッチから完全に出る前に交代要員がピッチ内に入った場合：

- プレーを停止する。
- 交代する競技者に、ピッチの外に出るように指示する。
- 交代要員を警告し、イエローカードを示すとともに交代手続きを正しくするためピッチから離れるよう命ずる。

新しい文章

交代が行われるとき、自分自身の交代ゾーン以外の場所から交代要員がピッチ内に入る、あるいは交代する競技者がピッチを出た場合：

- プレーを停止する。
- 違反をした競技者を警告し、イエローカードを示すとともに交代手続きを正しくするためピッチから離れるよう命ずる。

理由：

この新しい文章は、警告後正しい進め方が取られなかった場合の方法について明記するものである。

日本協会の解説

フットサルはサッカーファミリーのスポーツであるため、共通の手続き等については、サッカーの競技規則と整合性をとる必要がある。サッカー競技規則においては、交代要員が交代の進め方に違反した場合、警告後フィールドを離れることを明記しているため、フットサルでも同様に警告後の進め方について、競技規則上に明記することとしたものである。

現在の文章

新しい決定3

1人のチーム役員は、試合中、技術的指示を与えることができる。しかしながら、チーム役員は競技者や審判の動きを妨げてはならず、常に責任ある態度で行動しなければならない。

理由：

サッカーと同様、たった1人の役員が指示を与えることができることを規定し、チームベンチおよびその付近で秩序を維持する必要があるため。

日本協会の解説

交代要員の交代の進め方にかかる違反同様、サッカーに倣って、チーム役員の技術的指示を保証すると共にその態度について規定したものである。

なお、一般的にフットサルのピッチとベンチとの距離はサッカーに比べ非常に短いので、特にテクニカルエリアについての規定はないが、仮にエリアが設置された場合であっても、同じように、この規定は適用される。

第4条 ー 競技者の用具

違反と罰則

現在の文章

新しい文章

プレーの再開

審判が違反した競技者を警告するためにプレーを停止した場合：

審判がプレーを停止したときにボールがあった地点から、相手側の競技者がける間接フリーキックでプレーを再開する。

理由：

競技者が用具に関する規定を軽視することは違反である。ついては、プレーは停止され、違反をした競技者は、（相手に）間接フリーキックを与えることによって、罰せられなければならない。

日本協会の解説

競技者はフットサルをプレーする上で必要な用具のみを正しく着用する必要がある。“理由”にあるよう、これを軽視することは許されず、ボールがインプレー中にこの規定に違反した競技者がいた場合、プレーは停止され、違反した競技者は警告されると共にピッチから離れて用具を正すように、または身に付けていない用具を身に付けるように指示される。

なお、その競技者は審判の1人に通知し、用具が適正であることが確認された後でなければピッチに戻るができない。

第4条 ー 競技者の用具

新しい決定 1 および 2

現在の文章

新しい決定 1 および 2

1. 競技者はスローガンあるいは広告の描かれているアンダーシャツを見せてはならない。スローガンや広告を見せるためにジャージを脱いだ競技者は、大会の組織責任者によって罰せられる。
2. ジャージには、袖がなければならない。

理由：

この決定は既にサッカーでは適用されているので、用具に関する指示を明記する必要がある。

日本協会の解説

交代要員の交代の進め方にかかる違反同様、サッカーに倣って、ユニフォームのシャツ（ジャージ）の下に着ているアンダーシャツ上のスローガン等の露出について禁止、またシャツの形状について規定したものである。

試合中、スローガン等を見せるためにジャージを脱いだ競技者がいた場合、サッカーと同様、主審は試合終了後、審判報告書を用いて、大会関係者に報告することになる。

第5条 ー 主審

主審の決定

現在の文章

プレーに関連する事実についての主審の決定は、最終である。

新しい文章

プレーに関する事実についての主審の決定は、最終である。

主審あるいは第2審判は、プレーを再開する前、または試合を終結する前に限り、その直前の決定が正しくないことに気付いたとき、あるいはその必要性があると判断した場合、決定を変えることができる。

理由：

試合終了前、あるいはプレー再開前であれば、審判が明らかな誤りを正すことができることを条文に明記する必要がある。

日本協会の解説

2005年度サッカー競技規則の改正において、サッカーでは主審が明らかな誤りを正す時間的な条件をプレー再開前と試合終了前と規定した。上記規定を加えることによって、フットサルもサッカーに倣って、主審あるいは第2審判が誤りを正すことができる場合を“プレーの再開前と、それに加え試合終了前まで”を明文化したものである（前半終了前、延長前後半の終了前を含む。）。

第9条 - プレーの開始および再開

特別な状況

現在の文章

新しい文章

特別な状況：

自分のペナルティーエリア内で与えられた守備側チームのフリーキックは、ペナルティーエリア内の任意の地点から行う。

相手のペナルティーエリア内で与えられた攻撃側チームの間接フリーキックは、違反の起きた地点に最も近いペナルティーエリアライン上から行う。

ペナルティーエリア内でプレーを一時的に停止したあとに試合を再開するドロップボールは、プレーを停止したときにボールのあった場所に最も近いペナルティーエリアライン上の地点で行う。

理由：

この新しい条文により、守備側チームの間接フリーキックも直接フリーキックと同じになり、反則を犯したチームの相手に不利益にならないようになる。

日本協会の解説

相手ペナルティーエリア内で攻撃側選手が違反を犯した場合、これまでは間接フリーキックが守備側チームに与えられた場合であっても、違反が犯された地点から最も近いペナルティーエリアライン上から行うこととしていた。しかし、実態は直接、間接にかかわらず、守備側に与えられたフリーキックはペナルティーエリア内の任意の地点から行われており、守備側チームに与えられた2種類のフリーキックの整合性を取ると共に現状の適用に合わせるものである。

第12条 - ファウルと不正行為

直接フリーキック

現在の文章

次の項目の反則を犯したときも、直接フリーキックを相手チームに与える：

- 相手を抑える
- 相手につばを吐きかける
- 相手がボールをプレーしている、あるいはプレーしようとしているときに、ボールをプレーしようとしてすべる（スライディングタックル）、ただし、不用意に、無謀に、あるいは過剰な力で行わない限り、自分自身のペナルティーエリア内のゴールキーパーを除く
- ボールを手または腕で意図的に扱う、ただし、自分自身のペナルティーエリア内のゴールキーパーを除く

理由：

ボールを得ようとプレーするが、明らかに遅れて相手に触れることを反則に含めることは重要である。

日本協会の解説

サッカーの競技規則では“ボールを奪うために相手にタックルをし、ボールへ触れる前に相手に接触する”ことを直接フリーキックが与えられる反則としているが、フットサルも同様の反則を直接フリーキックの反則とした。もっとも、サッカーと同じように“タックル”を条文中に加えると、スライディングタックルの反則と混乱を生じる可能性があるため、このような表現で条文化したものである。

第12条 - ファウルと不正行為

懲戒の罰則

現在の文章

新しい文章

次の5項目の反則を犯したときも、直接フリーキックを相手チームに与える：

- 相手を抑える
- 相手につばを吐きかける
- 相手がボールをプレーしている、あるいはプレーしようとしているときに、ボールをプレーしようとしてすべる（スライディングタックル）、ただし、不用意に、無謀に、あるいは過剰な力で行わない限り、自分自身のペナルティーエリア内のゴールキーパーを除く
- ボールを保持しようとして、ボールの前に相手に触れる
- ボールを手または腕で意図的に扱う、ただし、自分自身のペナルティーエリア内のゴールキーパーを除く

新しい文章

競技者あるいは交代要員にのみレッドまたはイエローカードを示す。

審判は、ピッチに入ったその時から試合終了の笛を吹いた後ピッチを離れるまで、懲戒の罰則を行使する権限をもつ。

理由：

審判がイエローやレッドカードを示す権限を有する時期を特定することは重要である。反則が試合を終了させる笛の直後に起こった場合でも、審判はレッドカードを示すことができる。これは、反則について各機関に通知するというだけの現在方式に比べ、より有効的である。

日本協会の解説

サッカーの競技規則に倣って、レッドまたはイエローカードを示すことができる対象者を明記すると共に、主審あるいは第2審判（審判）が懲戒罰を与えることの出来る開始と終了の時期も規定した。これにより、審判は試合前にピッチに入ったときから試合終了後ピッチを去るまで、レッドカードまたはイエローカードを示すことが出来るようになり、その事実を審判報告書の退場または警告の欄に記載することになる。

第12条 ー ファウルと不正行為

決定1

現在の文章

決定1

退場を命じられた競技者は、引き続いてその試合に復帰することはできないし、交代ベンチに着席することも許されない。

新しい文章

決定1

退場を命じられた競技者は、進行中の試合に復帰することはできない。また、交代ベンチに座ることもできず、ピッチの周辺から離れなければならない。

理由：

退場を命じられた競技者がピッチの周辺から離れなければならないと明記することは重要である。

日本協会の解説

サッカーの競技規則に倣って、退場を命じられた競技者がピッチ周辺から離れることについて規定したものだが、これはピッチ周辺のスペースが狭いフットサルには重要なことである。これにより、退場を命じられた競技者はピッチ面の敷設されている場所から確実に離れ、その後試合に影響を与えることができなくなる。

第12条 — ファウルと不正行為

新しい決定2

現在の文章

新しい決定2

2. 第12条の規定に関連して、ボールがハーフウェーラインを越える、あるいは相手競技者が触れるかプレーしていれば、競技者は頭や胸、膝などを使って味方のゴールキーパーにボールをパスすることができる。しかし、競技者が規則の裏をかくために意図的に策略を用いたと審判が判断した場合には、その競技者は反スポーツ的行為を犯したことになる。競技者に警告を与え、イエローカードを示し、違反の起きた地点から行う間接フリーキックを相手チームに与える。*

これらの場合、ゴールキーパーがそのボールに手で触れたか否かは関係しない。第12条の条文とその精神に反する策略を試みた競技者によって反則がなされたのである。

理由：

この条により、足ではなく体の一部を用いてボールを味方ゴールキーパーにバックパスして競技規則の裏をかこうとする競技者を罰則することを規定しなければならない。

日本協会の解説

これも、サッカーの競技規則に倣って、明記した条文である。ゴールキーパーに手でボールを扱わせるために、ハーフウェーラインを越えた、あるいは相手競技者が触れたボールを足ではなく、フリーで意図的に頭や胸で処理してゴールキーパーに返すことは、足で触れたボールをゴールキーパーが手で扱えないという競技規則の裏をかくことに当たり、反スポーツ的とした警告されなければならない。

手でボールを用いることの出来るゴールキーパーはサッカーに比べより大きな役割を果たす存在（サッカー：11分の1、サッカー5分の1の存在）であるので、フットサルにとってこの規定は重要な意味を持つ。

第12条 - ファウルと不正行為

新しい決定3

現在の文章

新しい決定3

相手の安全に危険を及ぼすようなタックルは、著しく不正なプレーとして罰せられる。

理由：

後方からの、あるいは側方または前方からのタックルで相手競技者を傷つける、あるいは傷つけるかもしれないタックルは著しく不正なプレーとしての制裁をうける。

日本協会の解説

競技者が無防備である後方からのタックルのみならず、前方、側方からであっても、相手を傷つけるようなタックルは禁止であり、そのようなタックルを行った競技者は退場を命じられることになる。

第12条 - ファウルと不正行為

新しい決定4

現在の文章

新しい決定4

- ピッチ上のどこであっても、主審を欺くことを意図したシミュレーションは、すべて反スポーツ的行為として罰せられる。

理由：

競技者がシミュレーションを行ったときに取る手続きについて明記することが必要である。

日本協会の解説

これもサッカーの競技規則に倣って明記されたものであり、シミュレーションを行った競技者は、サッカー同様、警告され、イエローカードを示される。

第12条 - ファウルと不正行為

新しい決定5

現在の文章

新しい決定5

5. 得点を喜ぶためにジャージを脱いだ競技者は、反スポーツ的行為で警告されなければならない。

理由：

観客を煽動するような過剰な身振りや喜びの表現は避けられなければならない。

日本協会の解説

得点をするのはフットサルを競技する上での目的であり、最大の喜びであるがゆえに、得点を喜ぶことは許される。しかし、観客を煽動するような、また見苦しくフットサルの品位を引き下げようとする過剰な喜びや、身振りをすれば、反スポーツ的行為として、警告され、イエローカードが示されることになる。

第13条 - フリーキック

フリーキックの位置

現在の文章

相手競技者は、ボールがインプレーとなるまでボールから少なくとも5m離れる。守備側チームがそのチームのペナルティーエリアから直接フリーキックを行うとき、すべての相手競技者は、そのペナルティーエリアの外にいないなければならない。ボールは、けられるか触れられたのちインプレーとなる。

守備側チームが自分たちのペナルティーエリア内から直接フリーキックを行うとき、ボールはペナルティーエリアから出た直後にインプレーとなる。

新しい文章

相手競技者は、ボールがインプレーとなるまでボールから少なくとも5m離れる。守備側チームがそのチームのペナルティーエリアからフリーキックを行うとき、すべての相手競技者は、そのペナルティーエリアの外にいないなければならない。

ボールは、けられるか触れられてペナルティーエリアから出たのちインプレーとなる。

理由：

自分たちのペナルティーエリア内から行う場合、直接であっても間接でもあってもその進め方は

同じになった。

日本協会の解説

第9条の“特別な状況”と同様である。相手ペナルティーエリア内で攻撃側選手が違反を犯した場合、これまでは間接フリーキックが守備側チームに与えられた場合であっても、違反が犯された地点から最も近いペナルティーエリアライン上から行うこととしていた。しかし、実態は直接、間接にかかわらず、守備側に与えられたフリーキックは、ペナルティーエリア内の任意の地点から行われており、守備側チームに与えられた2種類のフリーキックの整合性を取ると共に現状の適用に合わせるものである。

第14条 — 累積ファウル

累積ファウル

現在の文章

- 累積ファウルは、第12条にある直接フリーキックで罰せられたものである。

各チームが犯した前、後半それぞれ5つまでの累積ファウルを試合記録シートに記録する。

新しい文章

- 累積ファウルは、第12条にある直接フリーキックで罰せられるものである。
- 各チームが犯した前、後半それぞれ5つまでの累積ファウルを試合記録シートに記録する。
- 審判は、そのチームがまだ5つの累積ファウルを犯していない場合で相手チームが決定的な得点の機会を阻止されていない場合、アドバンテージ・ルールを適用することにより、プレーを続けさせることができる。
- アドバンテージ・ルールを適用した場合、審判は、ボールがアウトオブプレーになったときすみやかにタイムキーパーと第3審判に累積ファウルのシグナルを示さなければならない。
- 延長戦が行われる場合、後半の累積ファウルがそのまま有効となる。延長戦での累積ファウルは、そのチームの後半の累積ファウルに加算される。

理由:

決定的な得点機会があると判断された場合、反則を犯されたチームがプレーを止めることによって不利益を蒙ることのないようにすることは重要である。審判がプレーを続けさせた場合、反則を犯したチームに累積ファウルを記録しなければならない。後半に犯されたすべての累積ファウルは、延長にも適用される。この結果、反則が少ないフェアプレーのチームが恩恵を受けることに

日本協会の解説

フットサルは、反則をより減らし、フェアプレー精神を追求すべく、直接フリーキックに値する反則が累積され1チームあたり6つ目からは、相手チームはフリーキックに対して壁を作ることが出来なくなる。この改正により、その考え方はより強調され、仮にアドバンテージを適用したとしても、犯した反則が直接フリーキックに値するものであれば、ボールが次にアウトオブプレーになったときに、反則を累積させることになった。

これにより、主審あるいは第2審判はプレーが反則かどうか確実に見極めると同時に、周囲の誰にもアドバンテージを適用したことをこれまで以上にはっきりとしたシグナルを用いて示さなければならなくなった。

なる。

第14条 ー 累積ファウル

違反と罰則

キックを行う競技者の味方競技者が本条に違反した場合：

現在の文章

- 得点にならなかった場合は、キックを再び行わない。

新しい文章

- 得点にならなかった場合、審判はプレーを停止し、違反が犯された場所から、守備側チームの間接フリーキックで試合を再開する。

累積ファウル6つ目となる直接フリーキックについての新しい確認

現在の文章

新しい文章

守備側チームの競技者と攻撃側チームの競技者がこの競技規則に違反した場合：

- フリーキックを再び行う。

ボールが前方にプレーされたのち、何か外部からの物に当たった場合：

- フリーキックを再び行う。

ボールがゴールキーパー、クロスバーあるいはポストから跳ね返ったのち外部からの物に当たった場合。

- 審判はプレーを停止し、ボールが外部からのものに当たった場所でドロップボール

によりプレーを再開する。*

理由：

現在の条文は明確でなく、異なった解釈を行う余地がある。

日本協会の解説

2005年度サッカー競技規則の改正において、ペナルティーキックを行う競技者（キッカー）の違反とキッカーの味方競技者による違反、すなわち、攻撃側の競技者による違反に関しての条文に不明瞭なところがあったため、新しい文章のとおり改正された。

フットサルにおける壁なしのフリーキックは“第2PK”と呼ばれるように、多くの点でペナルティーキックと同じような進め方がとられることになることから、サッカーに倣って、壁なしのフリーキックにおけるキックを行う競技者の味方競技者の違反について、また守備側チームの競技者と攻撃側チームの競技者の両方がこの競技規則に違反した場合について明確に規定するものである。

これにより、壁なしのフリーキックが行われた後、ボールがゴールに入らなかった場合で、①ゴールキーパーがはじきフィールドの外に出て、コーナーキックになった ②ゴールポスト、クロスバーまたはゴールキーパーからフィールド内に跳ね返る状況においては、ボールがはじかれた時点、ボールがコーナーキックになった時点、あるいは跳ね返った時点でプレーを止め、違反のあった地点から、守備側チームの間接フリーキックで試合を再開させることになる。

なお、複数の攻撃側の競技者が違反をした場合は、主審あるいは第2審判の判断により著しく違反をした競技者の位置から再開させることになる。

競技規則第15条 — ペナルティーキック

上記累積ファウル6つ目のときのフリーキックの係る違反と罰則がペナルティーマークからのキックにも適用される。

2. 一般的な情報の追加

フットサルの競技規則において、“主審”に代えて“審判”を用いることになる。これにより、“第2審判は、主審が競技規則に従って試合をコントロールすることを手助けする。また、第2審判は、競技規則の違反に対して試合を停止する職権をもつ”と第6条に規定されるよう、両方の審判が判定を下せることが明確化された。競技規則には、いずれかの審判のみが判定を下すことができると明示されている。

第9条の競技の開始および再開における特別な状況の“*”（アスタリスク）は、どのように試合が再開されるか説明している。さらに、自分たちのペナルティーエリア内で行われる直接フリーキックの進め方と間接フリーキックの進め方が同じになるとした。

審判に対して、競技規則に記述されていない状況について明確に指示するため、初めて“主審、第2審判、第3審判およびタイムキーパーへの追加指示”もフットサルの競技規則に挿入した。もうひとつの特徴として、新たに“競技規則に関する質問と解答”を競技規則の冊子に挿入し、審判が簡単に参照し、世界中のどこでも正しく競技規則を適用できるようにした。

敬具

新しいフットサル競技規則は、2005年9月1日から効力を発することになる。

国際サッカー連盟事務局長 ウルス・リンジ

写し送付先： FIFA 理事会

FIFA フットサル委員会

FIFA 審判委員会

各大陸連盟